

○山梨県警察運営総合対策委員会交番等機能強化検討部会の設置についての制定について

〔 令和 4 年 3 月 1 5 日 〕
〔 例規甲（地企）第 5 5 号 〕

別添

山梨県警察運営総合対策委員会交番等機能強化検討部会の設置について

第 1 趣旨

交番及び駐在所（以下「交番等」という。）は、警ら、巡回連絡、事件・事故等への対応を通じて地域に密着した活動を行うことにより、地域住民等の安全と安心のよりどころとして県民の身近な不安を解消する機能を果たしている。しかし、近年、交番等の勤務員は、事件・事故等の増加に伴う対応に追われているほか、地域住民等から強く求められているパトロールの強化に最優先で取り組んでいることから、勤務員の不在が常態化している、いわゆる「空き交番」が存在し、県民の治安に対する不安を増大させている一因にもなっている。

このため、県民が身近に不安を感じる犯罪を抑止し、治安を回復させるためには、このような交番等の勤務員の不在の常態化を解消し、犯罪抑止機能を強化することが喫緊の課題であることから、その具体的対策を検討するため、交番等機能強化部会を設置するものである。

第 2 調査審議事項

交番等機能強化部会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 交番等の統廃合に係る調査、企画等に関する事項
- (2) 交番等の施設改善に関する事項
- (3) 交番等の装備資器材の整備に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

第 3 構成

- 1 交番等機能強化部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

部会長 生活安全部長

副部会長 生活安全部参事官

生活安全部地域課長

専門委員 総務室会計課施設整備室長

総務室会計課予算担当課長補佐

警務部警務課企画室長

警務部警務課人事担当課長補佐

生活安全部地域課地域指導室長

生活安全部地域課次席

生活安全部地域課地域指導室企画担当室長補佐

2 交番等機能強化部会は、部会長が招集し、掌理する。

3 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 ワーキンググループ

1 部会長は、交番等機能強化部会を補佐し、交番等機能強化の推進に関する実務的
事項について調査検討を行うため必要があると認めるときは、ワーキンググループ
を設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

第5 庶務

交番等機能強化部会の庶務は、生活安全部地域課において行う。